

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和元年11月1日（金）午前11時30分頃
- 2 事故発生場所 加古川市加古川町篠原町50番7地先
市道篠原町9号線上
- 3 損害賠償の相手方 加古郡稲美町在住 個人
- 4 事故の概要 相手方が市道篠原町9号線歩道を歩行していたところ、市道の舗装欠損部分に接触して転倒し、負傷した。
- 5 損害の程度 相手方 人的損害 左手環指基節骨骨折
- 6 過失割合等 市：20 相手方：80
専決日：令和3年5月11日 示談成立日：同年5月19日
- 7 損害賠償の額 17,058円（85,290円×20%）
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金17,058円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との道路賠償責任保険契約に基づき、同会より相手方に支払われる。